令和3年第1回

東京都教育委員会定例会議事録

日時:令和3年1月14日(木)午前10時

場 所:教育委員会室

東京都教育委員会第1回定例会

〈議題〉

1 議案

第1号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼 について

第2号議案

令和3年1月16日付東京都公立学校長の任命について

第3号議案及び第4号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

- (1) 令和2年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について
- (2) 教職員・保護者向け冊子「不登校の子供たちへの支援のポイント」について
- (3) 教科「人間と社会」教科書改訂について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長藤田裕司委員遠藤勝裕委員山口香委員宮崎 緑委員秋山千枝子委員北村友人

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 藤田裕司 次長 松川桂子 教育監 宇田 剛 技監 矢 内真理子 総務部長 安部典子 指導部長 増田正弘 浅野直樹 人事部長 人事企画担当部長 黒田則明 秋 田 一 樹 (書 記) 総務部教育政策課長

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和3年第1回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社ほか1社からの取材と、5名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社ほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。 — 〈異議なし〉 — それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員 会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令 の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、 換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。

現在、都内においても、新型コロナウイルスの感染者が増加しており、先日、国において緊急事態宣言が発出されているところでございます。傍聴の皆様方も、マスクの着用など、御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日、宮崎委員、山口委員につきましては、前回の臨時会と同様に、オンライン会議システムを活用して出席をしていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今後も、必要に応じて、オンライン会議システムを活用して、教育委員会を開催してまいります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

【宮崎委員】 よろしくお願い申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 11月26日の第20回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。 ——〈異議なし〉 ——。ありがとうございます。それでは、11月26日の第20回定例会議事録につきましては、御承認をいただきました。12月10日の第21回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第2号議案から第4号議案まで、及び報告事項(4)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――。ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱わせていただきます。

議案

第1号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼 について

【教育長】 それでは、第1号議案「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼 について」の説明を、人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 それでは、「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼」について御説明いたします。

本件は、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の設置に伴い、都立学校等に勤務する講師の勤務条件等を定めた条例について、必要な規定の整備を行うため、知事に対して条例の立案依頼を行うものです。

第1号議案資料を御覧ください。

まず、今回改正する条例は、「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」です。

以下、「講師条例」と略して御説明させていただきます。

次に、「改正理由」ですが、先ほどお話しした都立小学校の設置に伴い、都立小学校に勤務する講師についても、「講師条例」の適用対象とするため、必要な規定の整備を行うものです。

次に、「改正内容」ですが、4ページの新旧対照表を御覧ください。

現行の条例第1条において、「講師条例」の対象範囲は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校と、区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限定されているため、この規定に、都立小学校を追加するものです。

なお、報酬額や休暇等の勤務条件については、他の校種で勤務する講師と全く同じ 取扱いとなります。

1ページの議案資料にお戻りください。

今回、立案依頼する条例は、令和3年第1回東京都議会定例会へ付議を予定しており、また、施行期日としては、先の教育委員会で付議しました「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」等と同様に、公布日を施行予定日としています。

本案決定後、教育庁としての案ではございますが、改正案文等も添えまして、知事に条例の立案を依頼いたします。

説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いを いたします。

よろしゅうございますか。

それでは、御意見等がございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。 ——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報告

報告事項

(1) 令和2年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「令和2年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、「令和2年度東京都教育委員会児童・生徒表彰」について 御報告をいたします。報告資料(1)を御覧ください。

都教育委員会は、昭和59年度から、心豊かな児童・生徒等を育成することをねらい として、善行や優れた活動を行った公立学校(園)に在学する児童・生徒等を表彰し、 これを広く顕彰しております。

今年度より、本表彰の実施要綱を改正し、より一層、児童・生徒等の豊かな人間性 や努力の過程に焦点を当てて、表彰するようにいたしました。

また、実施要綱の改正に伴い、表彰基準は、昨年度までの五つから三つに改正をしております。

表彰は、今年度で通算40回目、表彰件数は今回も含めて延べ4298件となります。 「2表彰の対象及び表彰基準」を御覧ください。

表彰の対象は、都立学校及び区市町村立学校(園)に在学する児童・生徒等で、都 教育委員会教育長が表彰基準に該当すると認める個人及び団体でございます。

表彰基準は、(1)地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者、(2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他 の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者、(3)環境美化活動や福祉 活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践す るなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者の以上の三つでございま す。

次に、「3表彰の件数」でございますが、全体で192件となっております。

各校種の内訳は、幼稚園が1件、小学校が57件、義務教育学校が2件、中学校が35件、中等教育学校が10件、高等学校が73件、特別支援学校が14件となっております。

続いて「4表彰対象者決定までの経緯」でございます。

まず、都教育委員会は、区市町村教育委員会教育長及び都立学校長が推薦した表彰候補者等の推薦書を受け取りました。

そして、教育監を審査委員長とし、指導部の部長及び総務部、指導部、地域教育支援部、多摩教育事務所の課長で構成する表彰審査会での協議を経て、教育長が被表彰者を決定いたしました。

今回は、令和2年10月21日までに推薦を受け、表彰審査会を12月9日に行い、 192件の被表彰者を決定いたしました。

「5表彰式」でございますが、大変残念ではございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、児童・生徒等の安全確保を最優先に考え、2月13日に予定していた表彰式は中止いたします。

続きまして、資料の右側の「表彰基準別表彰件数」を御覧ください。三つの基準別に、各校種の表彰件数を示しております。

続きまして、「表彰件数の推移」を御覧ください。平成27年度から6年間の推移を示しております。

今年度は、例年に比べると、表彰件数は減少しておりますが、要綱の改正や新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限等の影響があったのではないかと考えております。

それでは、資料の2ページの「児童・生徒等の善行や優れた活動事例」に沿って、 写真を交えながら、いくつかの事例を説明させていただきます。

初めに、「表彰基準(1)地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者」の事例でございます。

こちらは、中学校の生徒です。

左から4人目の生徒さんですが、生徒会長として自主的な朝の挨拶運動を計画したり、地域清掃ボランティアを計画して、参加者を募って実施したりするなど、奉仕活動に積極的に取り組む姿が、他の生徒の模範となっております。

こちらは、高等学校の生徒で、前列左側の生徒になります。

マネージャーとして部活動を支え、チームの好成績に貢献するとともに、常に笑顔で明るく接する姿や、部活動と学業の両立を継続する姿が、他の生徒の模範となっております。

こちらは、特別支援学校の生徒です。

共生社会の実現を目指し、地域の防災訓練に継続的に参加するとともに、「ボッチャ」を通して、障害者スポーツの理解、推進に貢献するなど、主体的に活動する姿が、他の生徒の模範となっております。

続きまして、「表彰基準(2)当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者」の事例でございます。

こちらは、小学校の児童で、右側の写真の前列右から2番目の児童になります。

新型コロナウイルス感染症に対応している医療従事者に感謝の気持ちを伝えようと、同学年に呼びかけたことが、全校児童、地域に広がり、青い千羽鶴をつくる取組に波及しました。

こちらは、高等学校の生徒です。

多くの学校行事が中止となる中、自らが中心となって、感染拡大防止策を講じた行事を企画し、安全に実施することで、他の生徒たちの学校生活に活気を与えました。 こちらは、特別支援学校の生徒です。

主体的にパソコン検定の練習に取り組み、複数の検定において優秀な成績をおさめるなど、課題解決に向けて熱心に取り組む姿が、他の生徒の学習意欲の向上に波及しております。

続いて「表彰基準(3)環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、 地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者」の事例でございます。

こちらは、小学校、中学校の児童・生徒でございます。団体での受賞になります。 島の祭りや催し物で、「青ヶ島環住太鼓」のメンバーとして活動するとともに、他 の島の太鼓演奏者との交流を深めるなど、地域の伝統・文化の継承に貢献をいたしま した。

こちらは、中学校の生徒で、団体での受賞となります。

様々なダンスを、地域の祭り、運動会や、高齢者福祉施設等で発表するとともに、 地域福祉センターと連携し、「地域交流祭」を企画、開催し、地域活動に貢献いたし ました。 こちらは、高等学校の生徒です。

地域の伝統文化である踊りや太鼓等の継承活動を行い、村主催の行事や観光船内で の公演、来島した高校生等に演技、演奏を披露するなど、地域の活性化に貢献いたし ました。

紹介は以上です。

今年度は、要綱の改正を受け、児童・生徒の豊かな人間性や努力の過程に一層焦点を当てて表彰しております。

各学校が、子供たちのよさをより一層丁寧に見いだすことができるようになったと、 認識しております。

なお、被表彰者名簿は、別添で机上にお配りさせていただいておりますので、後ほ ど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いを申し上げます。

【北村委員】 頑張っている子供たちを、毎年こういったことで教育委員会として応援していくことは、とてもすばらしいことだと思います。

先ほど御説明がありましたが、今年は特殊な状況ですので、人数が減ってしまって いますが、来年度はまた増えることを期待しています。

そのためにも、推薦方法について、周知徹底されているとは思うのですが、いろいろいいことをやっていても、それが、学校の先生方がこういったことに余り関心を持たないために、推薦されないということは、とてもかわいそうだと思いますので、是非この推薦に関しては、周知徹底をしつこいぐらいしていただきたいと思います。

それから、来年度の推薦というのは、ちょっと難しい場合が出てくるかと思いますが、今年度がこういう特殊な環境になったためですが、例えば、地道な活動を行ってきたけれども、仕方なくそれをやめざるを得なくなっているという子供たちがいると思います。

この新型コロナウイルス感染症の影響によって、活動そのものに影響が及んでいる という場合があると思いますので、現場の先生方は、そういったことを踏まえながら、 それでも頑張っている子供たちを応援してほしいと思います。 また、逆に、こういった状況だからこそ、例えば、新しいことを自ら考えたりして、 地域社会のために貢献しようということで、工夫して取り組んだ子供たちもいると思 いますので、むしろ、今度はそういった子供たちを積極的に推薦していただければと 思います。

来年度の推薦は、いろいろな意味で、難しさと同時に、普段にはないような活動とかも、学校現場で子供たちの様子を見て、是非応援する子供たちをしっかり応援していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 ありがとうございました。

本年度の表彰件数が若干減少している理由の一つには、コロナによる活動の制限については、スポーツだとか文化の大会等が中止になったということだけではなくて、学校とか社会全体において、活動の制限が大きくなったということが影響しているかと思います。

今年度の審査においても、例えば、継続的な活動ということで、原則的な回数みたいなものは、内規としては押さえていますが、一つ一つの事例の聞き取りを通して、 今年のこういう状況の中で、どうしてもできなかったというような事例については、 引き上げて表彰の対象にしております。

今年度、人数が減った理由で大きいのは、要綱を変えて、「単なる結果ではなくて、 そこに至る道筋を見てほしい」ということをアナウンスしてきましたので、逆に、コロナで大会等が中止になっても、これだけ上がってきたということは、その要綱の改正の趣旨等については、ある程度浸透していたかと考えております。

学校によって、校長先生によってというようなお話もありますが、学校運営の基本は、児童・生徒たちのよりよい点をいかにすくっていくか、いかに児童・生徒たちを見ていくかということです。それには、周辺環境の整備も必要になってくるかと思いますが、それを、学校運営の基本に据えてほしいというのが、今回の改正のメッセージになっていると思っております。

この周知につきましては、実は、推薦を上げてきてもらう場合、推薦が上がってこない地区の教育委員会等には、改めて推薦者の掘り起こしをお願いしている場合もあります。

そして、その場合、区市町村教育委員会が流しているという状況ではなくて、今回

のような状況の中で、「こういう趣旨で求められたけれども、それに該当する子供た ちがいなかった」ということで、御報告を受けているところでございます。

【遠藤委員】 非常にいい制度だと思うのですが、それだけに、最後の御説明にあったような、表彰の推薦についてです。推薦された件について審査して、今年の場合は192件ということですが、この分母になる推薦件数に対する決定率のようなものは分かりますでしょうか。

【指導部長】 歴年のものは今持っていないのですが、本年度に関しては、195 件の 推薦があって、192 件の表彰に至ったということです。

この3件については、連続表彰であるといった、表彰の基準にもともとそぐわなかったものを落としたということになっております。

【遠藤委員】 今の数字を伺うと、推薦されてきたものはほとんど決定されたということですね。195 に対して192 ということは、逆に言えば、北村委員が今言われたように、推薦しようという区市町村、校長先生は、かなり厳選して推薦してこられたということになります。

それだけに、逆に言うと、ほかの学校とかほかの教育委員会とか、全く推薦のない ところに対する啓発活動がもっと必要になると思います。

子供たちにとっては非常に励みになることですし、他の模範となるという意味では、 非常に教育的効果が高い制度だと思いますので、その辺の周知徹底をお願いしたいと 思います。

関心のない校長先生とか学校現場があった場合、同じようなことをやっていても、 ほかの学校の子供たちは表彰されているのにということになると、教育効果が減少す るということになりますので、その辺をよろしくお願いします。

【指導部長】 これまでで申しますと、大会自体がこの表彰基準に合致しているかど うかというようなふるいをかけていたので、もっと推薦の数よりも表彰の数が少なく なる傾向があったと思っております。

今年度に関しては、先ほど申し上げたように、要綱の改正があって、学校あるいは 教育委員会が精緻に検討してから、推薦を上げてきてくれましたので、こういう高い 率になっているかと思います。

先ほど申し上げましたように、地区の教育委員会においては、今年度上がってこな

かったところもありますが、毎年上がってきていないということではなくて、たまた ま今年は上がってきていないということですので、教育委員会の事務局は、この制度 の趣旨を十分理解してくださっていると思っております。

今回の推薦と審査の経緯等について、また丁寧に説明をして、学校の校長先生が先生方に求めるところというのは、「子供たちのよさを導き出してくれ」というところだと思いますので、「東京都教育委員会はそういう姿勢でいるので」ということを、もう一度強くアピールして、表彰対象の掘起こしをしたいと思っております。

【秋山委員】 指導部長が説明されたように、このコロナ禍でこれだけの数の推薦をいただいたことは、とてもすごいことだと思います。コロナ禍で推薦できたように、今回実施要項を適時に変えていたことがよかったのだと思います。ありがとうございました。

【宮崎委員】 子供たちがどんな環境下でも生き生きと活躍してくれるというのは、 とてもすばらしいことで、それを表彰する制度についても、大変すばらしいと思いま す。

2点申し上げたいことがあります。

一つは、この 40 年間を並べますと、どんな活動が表彰されているかというので、時 代が見えてくるというところがあると思います。

特に、今年度のようなコロナで不自由な中で、子供たちがどんな思いで過ごしてきたかということが、浮かび上がってくるような、今年ならではというような、コロナで厳しかった毎日だからこそというのが、また一つ見えてくるといいのかなと思いました。

もう1点は、団体の場合はいいのですが、個人で表彰されますと、表彰が戻ってきたときに、浮いてしまわないように、表彰されたことを、みんなで分かち合って、温かく、それを生かしていけるような、後のフォローのあたりのところにも、心を配っていただけるといいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【指導部長】 宮崎委員が今おっしゃったように、この 40 年間でどんな行為、どんな子供たちが表彰されているかということについては、恐らく変化がかなりあったのではないかと思っております。

これから先も、時代の変化に即して、求められる児童像とか生徒像は、変わってき

ていて、それに合致したような形で、表彰も変わってくるのだろうと感じております。 それから、この表彰がやっかみにならないようにという御示唆もいただいたと思い ますので、その点も重ねて、区市町村教育委員会や都立学校の方にお願いしてまいり たいと思っております。

【山口委員】 委員の皆様がおっしゃったことで十分だと思いますが、1点だけお話 しさせていただきます。

区市町村の教育委員会や学校長などからの推薦ということですが、「都民の声」ということで、学校への御意見とか御注意とかを承っていることがあります。

そういう場合、悪いことだけではなくて、時々は、「こういう生徒がとてもよかった」という御意見も頂戴しておりまして、とても気持ちがよくなります。

ですので、地域との関係性ということを考えると、学校や教育委員会では把握しきれない地域での活動などで、子供たちが貢献していることが結構あるのではないかと思います。

そういった意味では、この推薦者のところについては、どういう形で進めるかというのは検討課題であると思いますが、今後は、そういったところも検討していただいて、学校内では見えないところでの子供たちの活動にも、目を配れるように、将来的にはできたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

【指導部長】 現在でも、地域で活動している児童・生徒を表彰しておりまして、そういう情報は、PTAとか地域の方々の情報が学校に入ってきて、学校が確認しているというような状況だと思っております。

「都民の声」で上がってきたものに対しては、学校に必ずフィードバックをするようにしておりますので、そういったよい情報があれば、そこからもこちらに上げてもらいたいということは、メッセージとして伝えていきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。今後の運用や表彰後のフォローに生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

報告事項

(2) 教職員・保護者向け冊子「不登校の子供たちへの支援のポイント」について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(2)、「教職員・保護者向け冊子『不登校の子供たちへの支援のポイント』について」の説明を、引き続き、指導部長からお願い申し上げます。

【指導部長】 不登校の子供の指導に当たる教職員や、不登校の子供の保護者に向けて、このたび作成いたしました冊子、「不登校の子供たちへの支援のポイント」について御説明をさせていただきます。報告資料(2)を御覧ください。

まず、「1作成の背景」を御覧ください。

教育機会確保法や文部科学省の通知では、「①フリースクール等との連携が、一層 求められるようになったこと」や、「②保護者や教職員が、法や通知の内容への理解 を一層深める必要があること」等が求められております。

「2都教育委員会のフリースクール等との連携に関する取組」にありますように、 都教育委員会は、これまで、フリースクール等と連携した取組を様々実施してまいり ました。

令和元年に実施いたしました「教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会」では、改めて、保護者や教職員が、法や通知の内容及び理解を一層深める必要があること等について、提言を受け、本冊子を作成いたしました。

- 「3冊子の概要」でございます。
- 「(1)目的」にございますとおり、不登校の子供が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援を受けることができるよう、不登校児童・生徒への保護者等に対し、教育機会確保法や文部科学省の通知等の内容を周知することを目指しております。
 - 「(2)内容」にございますとおり、本冊子は、四つの大きな項目で構成しております。 詳細につきましては、お手元の冊子を御覧いただきながら、説明をさせていただき

たいと思います。

大項目の「I不登校の捉え方」は、冊子の2ページからの4ページ構成となっておりまして、不登校の子供たちに対する支援の視点などについて記載しております。

このうち、3ページには、不登校が問題行動ではないこと、取り巻く環境によって どの子供にも起こり得ることなど、不登校の正しい理解について示しております。

続いて、6ページからは、「Ⅱ子供の様子の変化に気付いたら」で、学校における 支援と、学校外の施設等での相談・指導という、大きく二つに分けて、13ページにわ たってまとめております。

そのうちの、6ページと7ページは、不登校の子供に対して、学校と家庭、関係機関が連携して支援していくことについての概要と、必要な情報が本冊子のどのページに掲載してあるかを示しております。

8ページから10ページまでは、学校における支援についてでございます。

8ページは、従前に作成しておりました「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の考え方を基に、「支援シート」を活用した学校の組織的対応の流れについて、 具体的に記載しております。

9ページには、不登校の保護者から、「学校の誰に相談したらいいか分からない」 といった意見が、フリースクールの関係者等との意見交換会で出されていたことから、 学校で相談できる職員について、その役割を含めて記載しております。

11 ページから 18 ページまでが、学校外の施設での相談・指導についてでございます。

11ページには、公的な支援施設である「教育支援センター」について、12ページには、自宅等においてICTを活用した学習、14ページ以降には、フリースクール等について記載しております。

16ページと17ページを御覧ください。「3民間のフリースクール等を選ぶに当たり、判断基準が明確でないために保護者が困ることがある」という声が聞かれていることから、文部科学省の通知にある、「フリースクール等に関するガイドライン(試案)」を、都教育委員会として分かりやすい説明するページを設けております。

大項目の「Ⅲ教職員の皆さんへ」でございますが、こちら、19 ページを御覧ください。

不登校の子供が、学校外の施設等で支援を受けている場合の出席の扱いや、通学定期券の発行など、全ての学校の全ての教職員が理解しておくべき内容について、厳選して掲載しております。

大項目の「IV保護者の皆様へ」は、最終ページの 20 ページになります。

不登校経験者や保護者の声を掲載し、保護者の不安を少しでも軽減できるように工 夫しております。

報告資料(2)にお戻りいただきまして、一番下の「(3)配布・活用等」についてでございます。

都内の全公立小・中学校を通じ、不登校の子供の保護者に配布し、教職員、保護者の理解を促進してまいります。

また、区市町村教育委員会や教育支援センター及びフリースクール等の職員に配布し、連携を推進してまいります。

さらに、都内国立及び私立小・中学校でも利活用できるよう、資料として送付する 予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 不登校の子供たちに様々な支援があるということが、よく分かる冊子 になっていると思います。

この中で、一つだけお願いがあります。特別支援教育に関して「支援会議」という ものがありますが、この会議の構成メンバーに保護者も入れていただきたいというお 願いです。

といいますのは、保護者も子供の支援者の一人であることから、一緒に環境調整を するときに必要ではないかと思っているからです。

あるところで論文が出ていまして、この「支援会議に保護者が参加したことで、保 護者自身が子育てのエネルギーをもらった」とか、「子育ての支援によい効果をもた らした」というような報告もあります。

ですので、この会議にも保護者が参加できるということも伝えていただければと思います。

【指導部長】 支援会議については、個々の児童・生徒の状況によって、どういうメンバーで構成していくかということの最善解を、学校の管理者が定めていくと思いますが、秋山委員からお話があったように、保護者は全然参加できないみたいな印象を与えるのは、よくないかなと思いますので、その辺は工夫をさせていただきたいと思います。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【北村委員】 非常に分かりやすい、しかも、教職員向け、保護者向けということで、 それぞれ参照しやすい形につくられているなと思いました。

こういうものを通して、不登校の問題でも、あるいは、いじめなどでもそうだと思いますが、保護者と学校の信頼関係が、何よりも大切なのは子供の存在ですが、その次に大切なことは、保護者が学校に対して信頼できるという感情を持てるかどうかということが、すごく大事だと思います。

先生方がこういうものを手にしたときに、「保護者向けのところは保護者だから」ということではなくて、先生方自身が保護者だったりする先生も多いわけですから、そういう感覚のある方は、「保護者」のところもきちんと見ながら、想像力を働かせると思うのですが、そうでない先生は、保護者の立場とか、保護者がどういうふうに感じるだろうかということを想像するところが、なかなか難しい部分があるかもしれません。

ですので、逆に言うと、こういうものを読むと、「保護者はこういうことを気にするのだな」とか、「こういうことが心配になるのだな」ということで、御理解いただけるのかなと思いますので、こういうものを配布するときは、「保護者と学校との間の信頼関係をきちんと構築する上でも、こういったものを活用していただきたい」というようなメッセージを込めていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

【指導部長】 不登校については非常に複雑な要因、背景が重なり合っていますので、そこを解決していくためには、多面的、多角的な視点というものが必要かと思いますので、これを活用するに当たっては、北村委員から今御助言がありましたように、教職員であっても、保護者の立場を考える、保護者の方も、学校ではどんなことがされているのだろうかということを、御理解いただくといったすべにしてまいりたいと

思っております。

【宮崎委員】 冊子は非常によくできていて、分かりやすいて、大変結構だと思います。こういう世界と余り縁がなかった方々にも、広く読んでいただければと思っています。

一つ伺いたかったのは、特に、このコロナによって、一斉休業になったり、オンラインになったりということで、必ずしも学校に行かないという生活が、不登校の子供たちにとっては、実は、ほっとしたというような話も耳にするところです。

ですので、現状を教えていただきたいのですが、必ずしも学校に行かない学校生活 ということが与えられた場合、こういう子供たちは少し元気になって、次のステップ に上ることができるということになるのか。

特別な年だった今年のデータというのは、まだまとまっていないかもしれませんが、どんな見通しかということを教えていただけるでしょうか。

【指導部長】 調査をかけているわけではないので、全体の詳細については、まだ把握はできていませんが、この間の臨時休業から学校再開、学校再開から"新たな日常"の定着に向けての学校運営の中で、いくつかの事例を、こちらのほうでは把握をしておりまして、それをまたフィードバックしているという状況です。

御紹介したこともあるかと思いますが、宮崎委員から今御発言があったように、臨時休業でみんなが学校に行っていないので、状況が全く同じということで、気持ち的に楽になって、オンラインでの朝の会だとかに参加することができるようになって、それがすぐに登校に結び付くという形ではないのですが、教育支援センターに通所するような機会が増えたというような事例をいただいております。

また、逆に、そういった子供たちが、"新たな日常"の中で、通常の学校活動が再開されるに伴って、元の状態になってしまったというような事例も聞いております。

今年の状況の調査が、今後行われていこうかと思いますので、そういったところを 詳細に詰めていく、事例を聞いていくということをしていきたいと思っております。

【宮崎委員】 新しいいろいろな手法が取り入れられてきましたので、使えるものは 今後の対策にも使っていったらいいかと思って伺った次第です。

【遠藤委員】 非常に分かりやすく書かれていると思います。ただ、保護者のところを読んでいて、本当はここにもっといろいろなことを書いてほしいなと思いました。

不登校というのは、百人百様なのですよね。学校、友達関係、勉強、親、家庭、家 族環境といったものの相関関係でもって、不登校になっていくわけです。

そうすると、不登校の子供が百人いたら、要因が全部違うわけですし、それぞれの 子供たちの保護者の悩みも全部違うわけです。

それを足して、100で割って、一般化して、「こうあるべきだ」というのは、一番間違ってしまうことだと思いますので、不登校の子供を持った親から私が話を聞いたときに、「どこに行っても、心にしみる話を聞いたことがありません。」と言っていました。

それは、何年も前の話ですから、最近になって、こういう形で、いろいろな場を提供してくれるということは、非常にいいことだと思っております。

ただ、そのバックグラウンドとしては、そういうことがあるということも、頭に入れておいて、最も重点を置かなければいけないのは、この保護者であって、不登校になった子供たちが立ち直るために一番大事なのは、やはり家庭なのですよね。

だから、学校の先生も及ばないことも多いと思いますので、そういうことも頭に置いて、学校でもって何でも解決できると思ったら、学校に対して酷だと思います。

ですから、「家庭の責任ではないのか」と言って、突き放すのもかわいそうですが、 学校と家庭でもって何ができるかということも、頭に入れて置かなければいけないと 思います。

いずれにしましても、こうした形でできたということは、初めてですよね。

逆に言えば、不登校というのは、今までは、ある意味では、社会の中でタブー視されてきた部分があって、「あの子は学校に行ってないみたいよ」というようなことで、その家庭全体が白い目で見られるというようなことが、地域社会の中であったりしています。

しかし、「そうではないんだ」ということで、「こういう場があるのだ」ということを、広く知らせるということは、とてもいいことではないかと思っています。

ですから、学校、あるいは不登校の保護者だけではなくて、地域社会のリーダーの 人たちにも、こういったものを配るというのもいいと思います。「普通のことなので すよ」という意識を、地域全体でつくっていくということもあり得ると思います。

いずれにしましても、非常にいい試みだと思っています。

【指導部長】 秋山委員からも御示唆をいただいていますが、保護者の関わりというのは、非常に重要なポイントだと思っております。

現在、フリースクール等の民間施設と教育委員会との連携協議会をやっていますが、 その中でも、フォーラムのようなものを開いて、そこで、不登校のお子さんを抱えた 経験のある保護者の方にも登壇して、発言していただくようにしております。

そして、参加者の中で悩みを持たれている保護者の方にも声を掛けて、参加してい ただくようにしております。

このような機会を設けておりますが、遠藤委員がおっしゃったように、どの子にも 起こり得るというような意識が、徐々に浸透してきて、不登校であったことを、その 後の人生にどのようにつなげていっているかということを通して、考えていってくだ さる方々も、増えてきているように思っております。

ですので、そういう御意見もいただきながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問、御意見等がございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございました。

報告事項

(3) 教科「人間と社会」教科書改訂について

【教育長】 それでは、報告事項の(3)「教科『人間と社会』教科書改訂について」の 説明を、引き続き、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(3)教科「人間と社会」教科書改訂について、御説明させていただきます。

まず、資料の上段のボックスを御覧ください。

「人間と社会」は、平成28年度から、全ての都立高等学校及び都立中等教育学校で 実施している、東京都独自の教科でございます。

「道徳教育」と「キャリア教育」を一体的に学習するもので、道徳的価値観を深め、

自分自身の在り方や生き方について選択、判断し、行動する力を身に付けることを目的とするもので、現行学習指導要領上は、多くの学校で総合的な学習の時間として設置しております。

御承知のとおり、平成30年3月に示された、新しい高等学校学習指導要領には、一層激しく変化する社会やSociety 5.0と呼ばれる、高度に情報化された社会の到来を踏まえ、他者と協働して課題を解決する力、新たな価値を創出する力、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力などの育成を目指し、探究的な学びなど、学びの質を向上させることが求められております。

こうした状況に対応するため、教科「人間と社会」を、探究的な学びが実現できるよう、教科書の改訂を行うことといたしました。

「人間と社会」の目標は、よりよい生き方を主体的に選択し、行動する力を育成すること、自らの価値観を高める姿勢を育成することですが、これらに加えて、探究的な学びを実現できるよう、社会に潜在する課題を発見する力の育成を目指すことといたしました。

探究は、自ら課題を設定し、課題解決に必要な情報を収集し、集めた情報を整理、 分析し、考察した結果をまとめて表現するという、一連の活動を経て、新たに課題を 設定するというサイクルを回しながら、より深く学んでいく活動でございます。

この探究の学びを進めていく上で、最も難しいと考えているのが、生徒が自ら課題 を設定するところでございます。

改訂された「人間と社会」では、自ら課題を設定する力を育成するため、あらかじめ設定された課題を解決する一連の学習を経て、最後に、学習を振り返って、疑問点を挙げ、改めて問いを立てる活動を設定するなどの工夫をしております。

続いて、下段のボックスを御覧ください。

新しい高等学校学習指導要領は、令和4年度の入学生から、学年進行で実施されますが、総合的な探究の時間につきましては、移行期間である平成31年度から実施するよう示されております。

そこで、「人間と社会」を、総合的な探究の時間に対応できるようにするため、平成30年度には、リーフレットを作成し、総合的な探究の時間で実施する際に留意すべき点について、周知するとともに、各学校の「人間と社会」の推進を担当する全ての

教員を対象として、毎年実施している研修会において、「人間と社会」における探究 活動について、理解の促進を図ってまいりました。

また、令和元年度には、一部の章を改訂した試行版テキストを作成し、今年度は、現行の教科書と試行版テキストを併用しながら、学習できるようにするとともに、推進者研修会において、試行版テキストを活用した探究活動に関する実践的な研修を行っております。

そして、来年度から、全面的に改訂した教科書を使用しながら、「人間と社会」を 実施してまいります。

報告資料の2枚目を御覧ください。

「人間と社会」は、全ての都立高等学校等におきまして、年間 35 単位時間、1 単位を必ず履修することとしております。

各学校では、35単位時間のうち23単位時間程度を、「人間と社会」の教科書、全19章の中から、2章以上取り上げ、教科書を活用した演習に充て、12時間以上を体験活動に充てることとしております。

体験活動は、各学校において、地域の様々な人と触れ合うことで、演習での学びを 深められるよう工夫しております。

各章の学習の流れを説明いたします。各章は、全て4ページで構成されており、学習の過程は、資料にお示ししている①から④へと流れてまいります。

まず、「①単元の基本的な内容に関する学び」として、教科書に設定された問いに答えながら、章のテーマに関する理解を深めます。

次に、「②形成された判断基準を高める学び」として、教科書に掲載されているコラムを読み、自分自身の考えについて考察し、議論を経て、自らの価値観を高めていきます。

次に、「③人生の諸場面を想定し、選択・行動する力を育成する学び」として、教 科書に掲載された具体的な事例をもとに、よりよい選択ができることを目指して議論 します。

そして、最後に、「④学びを通して生まれた疑問点から、問いを立てる学び」として、これまでの学びを振り返って疑問点を挙げ、問いの形にまとめる学習を行うことで、新たな課題の設定へとつなげてまいります。

具体的には、添付いたしました「参考資料」、委員の皆様には、机上の冊子の方で、 同じものが、12ページから15ページにかけて掲載されております。

こちらの「第1章 人間関係を築く」を例に説明いたします。

左が12ページ、右が13ページになりますが、「人間関係を築く」というテーマに沿って、見開きの2ページに、4点の課題が設定されております。

このように、前半の2ページで設定された課題について、考えたり話し合ったりしながら、テーマに関する理解を深めます。

次に、参考資料の2枚目左側の14ページは、コラムが掲載されております。テーマに関する理解を深めたのち、コラムを読み、視点を変えて考えを深めるとともに、グループで議論し、更なる気付きを促してまいります。

その後、右側の15ページのケーススタディに取り組みます。具体的な事例を基に、 グループでよりよい選択ができるように議論をいたします。

そして、章の学習の最後に、15ページ下の「チャレンジ」に取り組みます。章の学習を改めて振り返り、疑問に感じることを挙げ、テーマに関わる問いを立てます。

このような演習を、最低2章で行い、体験学習での学びも踏まえ、年度の最後に、 各章で出された問いを改めて振り返りながら、次年度以降解決したい課題を設定する ことで、課題設定能力を育成してまいります。

報告資料に戻ります。

最後に、教科書全体の構成について御説明を申し上げます。

赤字でお示ししている、「はじめに」、「第11章 消費者市民社会」、「特集 コロナ後の社会」、「おわりに」は、今回の改訂に当たって新設したものでございます。 青字でお示ししている「序章」など8章は、内容の一部を変更したものでございます。 す。

まず、「はじめに」及び「序章」で、「人間と社会」の趣旨や探究活動の具体的な 流れについて学習します。

その後、各学校の実態に合わせて、全19章の中から2章以上を選び、演習及び体験 学習を行います。

そして、年度の最後に、最終章及び「おわりに」で、1年間の学習を振り返り、次 年度以降に解決したい課題を設定してまいります。 なお、今回の改訂では、新型コロナウイルスの世界的な流行という未曾有の体験を した生徒たちが、これからの社会がどうあってほしいのかを考えるなど、発展的な学 習を行うことができるよう、「特集」ページを組むこととし、現在編集作業を行って おります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 これは、すごく大事な教科だと思います。いろいろな捉え方とか使い 方がある教科ではないかと思います。

一つは、キャリア教育の中で、どういうふうにこれを位置付けるのかということだ と思います。いろいろな問題があって、将来はどうなっていくのかということを考え る、非常によいきっかけになります。

こういう社会の中で、自分たちがどのように生きていきたいのかということを考える上では、こういうキャリア教育の一環としても使えるものではないかと思っております。

もう一つは、主体的・対話的で深い学びをしようというときに、より教科横断的な 観点から物を捉えるということで、ここにある様々な素材が、実は、ほかの教科でも 学んだことにつながっていたりします。

ですので、そういう意味では、既習のテーマであるとか、事項に関して、「これは、こういうふうな意味があるのだな」というようなことを、うまくつなぎ合わせながら、 教科横断的な学びをして、深めていくという意味でも、非常にいい教材になるのでは ないかと感じました。

ワーク中心になっていますので、具体的なテーマを設定しながら、ワーク中心に協 働的に学ぶということで、生徒たちがどういう議論をしてくれるかが、非常に楽しみ です。

例えば、生命倫理の問題とか、ジェンダーの問題とか、必ずしも一つの答えに行き着くわけではありませんので、生徒たちが無理やり一つの結論を導かなければいけないとかいうことではなく、むしろ、多様な考え方があって、それは、今の社会では必ずしも割り切れないけれども、そういう多様な考え方があるということを認め合うと

いう場面も、非常に大切だと思います。

ですので、先生方の力量も非常に試される教科になるかと思いますので、是非先生 方には、この教科をどのように生かすのか。先ほど申し上げたような、キャリア教育 の視点、教科横断的な観点、この社会の多様な考え方の在り方といったものを、先生 方がうまく子供たちに働き掛けて、うまく生かしていっていただけるといいなと、大 いに期待したいと思います。よろしくお願いします。

【指導部長】 もともと総合的な探究の時間は、既習の事項を活用して、自ら設定した課題を解決していくというのが、こういう学習のねらいですので、教科横断的なテーマを与えて、その学習に資するような資料をつくりたいというのが、もともとの発想でございます。

冒頭に申し上げたように、この科目を簡単に言えば、道徳とキャリア教育を一体化 した科目だと考えております。北村委員から今お話がございましたように、テーマを 見ていけば、これから先の社会の中で生きていくためには、どうしても触れなければ いけない事項だと考えております。

学校で学習するのは2章以上ですが、19章ありますから、年間35単位時間の中で全てをやるというのは、物理的に無理な話ですが、この教科書が、学習を終えた後にも、あるいは、高校を卒業した後でも、何か詰まったときに、読み返せるような、そういうメッセージを、この最後には書かせていただいております。

そういう形でこの教科書を活用してほしいということは、今後訴えていきたいと 思っております。

それから、北村委員がおっしゃるように、基本的には、この教科は、担任、副担任が中心になって教えるということになりますので、先生方には、かなり勉強してもらわないといけない部分もあろうかと思っております。

ですので、各学校における「人間と社会」を推進する教員を対象とした研修会を、 毎年実施しておりますので、その中で、実践事例をこちらで集めていって、それらを 効果的に紹介していくことで、学校の先生方の気付きも促していくというような試み も、今後も続いてまいりたいと思っております。

【山口委員】 特に、これからの社会を生きていく子供たちには、非常に重要な学び かなと思っています。 北村委員から今お話がありましたように、教員の力量というものが非常に重要に なってくると思うのですが、この教科に関しては、「教える」という観点ではなくて、 「共に学ぶ」「共に探究していく」という姿勢が必要だと思います。

ややもすると、先生というのは全てを知っていなければいけなくて、正解を与えなければならないというふうに思っていらっしゃる先生も多いと思います。

しかし、この教科に関しては、北村委員がおっしゃったように、答えがないという こともあると思いますし、答えを出す必要がないこともあると思います。

特に、コロナの今の状況においては、大人でも分からないことがたくさんありますから、そういったことについて、共に話し合ったり、共に考えたりするということが、この教科の根底にあるというふうに思います。

ですから、どちらかというと、教員の方々には、ファシリテーターというか、議論 を広げていくような役割であったりすることができる力量を、是非期待したいなと思 います。

また、教員の中でもジェネレーションは様々で、割と年配の先生と若い先生と子供たちを比べると、生きてきた環境の違いによって、考え方とかにいろいろ違いがあると思いますので、そういったことがうまく引き出されて、他者を理解するというふうな学びにつながっていくというのが、この教科の一つのいいところだと思います。

ですので、教員の先生方には、全てを知っていなければいけないというようなプレッシャーを、余り与えないようにして、「一緒に議論する」というふうに促していただければと期待したいと思います。

【指導部長】 今御示唆いただいた点は、正にそのとおりだと思っております。

教員というのは、どうしても結論を出したがる職種ですが、これから先の、こういった探究的な学びでは、様々な解があり、解がないこともあるということを、教員側もしっかり自覚しながら、授業を進めていくことが大切だと考えておりますので、そういったところは、研修会等でも力説していきたいと考えております。

【遠藤委員】 これは、平成28年度から実施してこられたということで、非常にいいことだなと思いました。

私は、経済同友会で15年ほど活動しておりまして、そこに、教育問題委員会という ものがあって、そこで長い間、副委員長をやってきました。 そういう中で、いろいろな教育について論じるだけではなくて、学校現場の手助けができないだろうかということで、学校と企業の交流活動というものを、別組織をつくりまして、その委員長を10年ほどやっておりました。

何をしていたかというと、正にこの問題であり、「人間と社会」ということについて、企業経営してきた者、会社員も含めて、実社会で経験してきたことを、子供たちに伝えられないだろうかということです。

特に、「中学校のキャリア教育のところで、先生方は困るのではないだろうか。い ろいろなことについて手助けできないだろうか」という問題意識で活動を始めました。 昨日、どれだけやったかということを計算してみたところ、100回以上もそういう 授業に行っていたことが分かりました。

平成28年度からこういう教科書ができたということですが、私の活動はそれ以前が中心だったものですから、「こういう教科書があれば、もっと話すのが楽だったな」と思いました。

私は、自分で教科書をつくって、この活動をやっていたのですが、その中で感じた ことの一つは、先ほどのお話の中にもありましたように、学校の先生方によってもの すごく温度差があるということです。

校長先生が中心ですが、非常に熱心な学校と、そうでない学校があります。また、 校長先生が熱心な学校に行ったところ、その授業の担任の先生が冷淡で、そっぽを向 いていたというようなこともありました。「何をしに来たんだ」と言って、怒鳴られ たこともありました。

しかし、この「人間と社会」の教科書の中に書いてあることは、どれを取っても、 受験勉強以上に、子供たちが社会に巣立ったときに大切なことですから、北村委員が おっしゃっていたように、「誰が教えるのか」ということです。

本当に教える人が大事だと思いますので、"先生の教育"ということも、是非しっかりやっていただきたいと思います。

それから、私は、仙台市の教育委員会に依頼されまして、先生の研修の現場に行きまして、「学校現場と社会をつなぐ役割」というテーマで先生方への研修を、10年ほどやりました。

この中で先生方にお願いしたのは、「こういう問題について、受験勉強として教え

るだけではなくて、もっと自分の問題として考えてほしい」ということを、ずっとお話ししてきたわけです。

今回の改訂は、「コロナ後の社会」ということも含められていて、非常にいいことだと思いますので、先生方のこの教科に対する取組姿勢が一番大事だということで、その指導についてよろしくお願いします。

【指導部長】 この「人間と社会」の前の「奉仕」という教科・科目を、平成20年度 ぐらいから始めてきておりますが、そのあたりから、ぼつぼつと、都立高校の敷居が 低くはなってきているとは思っております。

外部の方の御協力をいただきながら、学校の教育活動を充実させていくという視点が、徐々に入ってきておりまして、今正に、新しい学習指導要領で、「社会に開かれた教育課程」という言い方をしますが、それは、実社会との接点を持つということです。

大学を卒業してすぐ教育の世界に入ってきたというのは、教育のプロフェッショナルだとは思いますが、実社会で様々な経験をされている方とコラボして、新しい教育の在り方を生んでいくというのが、今の潮流だというふうに思っておりますので、そういう点は大事にしていきたいと思っております。

この体験活動の中でも、様々な企業の御協力をいただいて、学校だけではできないような活動をさせていただいておりますので、学校の目も大分変わってきていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

参考日程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 令和3年2月4日(木) 午前10時 教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、1月の第4木曜日につきましては、 現在、案件がございません。

また、2月につきましては、日程との都合がございまして、次回の定例会につきましては、2月の第1木曜日に当たります2月4日の午前10時から、教育委員会室にて開催したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明のとおり、1月28日は案件がないということですので、この場で、1月28日の教育委員会は開催しないことといたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。 ——〈異議なし〉 —— それでは、1月28日の教育委員会は開催しないことといたします。

次回は、2月第1木曜日の2月4日となりますので、お間違いのないようにお願い を申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時15分)